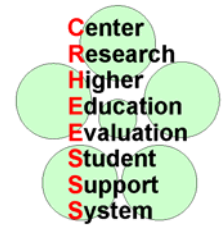


# 週刊センターニュース No.70



第70号(2005年7月26日)毎週月曜日発行  
発行: 金沢大学 大学教育開発・支援センター  
URL: [http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou\\_rche/index.htm](http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou_rche/index.htm)

## 第4回大学評価研究会のご案内

日時: 7月28日(木) 16:20~17:50

会場: 総合教育棟南棟2階 大会議室

報告者: 早田幸政(大学教育開発・支援センター 評価システム研究部門)

題目: 「認証評価制度の現状と課題」

## 共同学習会のご案内

第84回 日時: 8月4日(木) 10:30~12:00

会場: 総合教育棟南棟2階 大会議室

報告者: 堀井 祐介(大学教育開発・支援センター 教育支援システム研究部門)

題目: 「カラーユニバーサルデザイン」

内容: 石川県産業大学講座・技術セミナー「カラーユニバーサルデザイン」(主催:(財)石川県産業創出支援機構)参加報告。

多様な色覚を持つさまざまな人に配慮して、なるべく全ての人に情報がきちんと伝わるように利用者側の視点に立って作られたデザインを、カラーユニバーサルデザイン(CUD)といいます。1人でも多くの人に見てもらいたい広告物、全ての人に情報を伝える義務のある広報物では、CUDは必須の技術です。本講座では、ご自身が強度の第1色弱である伊藤先生の実体験や、これまで係わったデザインの改善事例と注意点についてご紹介していただきます。(セミナー紹介文から引用)

## 大学の自治と警察権

金沢大学新聞会「金澤大學新聞」の記事によれば、本年5月に警察官が無許可で学内に立ち入り現場検証を行ったことに対し、石川県警が大学に謝罪したという。

その発端となった事件とは、同紙によれば、ラグビー場更衣室で盗難があったことを受けて、警察官が無断で同更衣室を現場検証し、ほかに鑑識課の警察官も大学会館付近に待機していたという。これに対し学生三自治団体が大学当局に対し、当局の許可無く警察官が学内に立ち入ることは、「大学自治の無視・蹂躪」であり、「県警に正式に抗議する」よう求め、当局としても「学生の申し入れは正当なもの」と回答したという。

この件に関連して想起されるのが、「愛知大学事件」とこれに対して下された名古屋高裁昭和45年8月25日判決である。

愛知大学事件とは、昭和27年5月7日の深夜、愛知大学構内に立ち入った目的意図不明の制服警察官2名が学生に発見され、詰問された上、1名が連行され暴行を受け、ピストル、警察手帳などを取り上げられ、謝罪文を書かされたという内容のものである。こうした事件が起こった背景には、愛知大学のある教員が警察関係職員と通じているとして、同人に対する排斥運動が生じていたこと、当時の法務府特別審査局東海支局のために学内でスパイをしていた旨の学生からの自己申告があったこと、

愛知大学を「特審東海支局管内大学（30校）中左翼的勢力の最も熾烈且活発な大学」とみる警察側の警戒感も高揚していたこと、などがあった。判決は、大学の自治と警察権の関係について、「現行犯その他通常の犯罪捜査のための警察権の行使は、大学といえども治外法権ではないから、これを拒み得べき根拠はない。但し、犯罪捜査のためといえども、学内立入りの必要性の有無は、これを警察側の一方的（主観的）認定に委ねられるとすれば、やがて、その面から実質的に大学の自主性がそこなわれるに至るおそれが出てくる。そこで、緊急その他已むことを得ない事由ある場合を除き、大学内への警察官の立入りは、裁判官の発する令状による場合は別として、一応大学側の許諾または了解のもとに行うことを原則とすべきである。……

しかし、許諾なき立入りは、必ずしも全て違法とは限らない。結局、学問の自由、大学の自治にとって、警察権の行使が干渉と認められるのは、それが、当初より大学当局側の許諾了解を予想し得ない場合、特に警備情報活動としての学内立入りの如き場合ということになる」との判断を示した（以上、「愛知大学事件」の概要及び判旨については、『別冊ジュリスト 憲法判例百選』（2000.9 有斐閣）、「江橋崇評釈」に拠った）。

現行日本国憲法には、周知の如く、「学問の自由は、これを保障する」（第23条）と定めて、個々人に対し、学問研究を行う自由を権利として保障している。同規定は、また、「大学の自治」を制度的に保障するものである、と一般に解されている。明治憲法下において、大学研究者の研究内容や人事に公権力が介入したという過去の苦い経験に対する反省の上に立って、現行憲法にこうした規定が設けられたとも言われている。

上記名古屋高裁判決は、憲法23条の趣旨を踏まえたもので、警察官が大学構内に立ち入った目的に関連して、それが警備情報活動として行われるものについて、その危険性を指摘した。これとの関係でいえば、本年5月に警察官が立ち入った本学の事件は、直接的には犯罪捜査のためのものであり、直ちに憲法の趣旨を害するケースには当たらないと見るべきである。但し、上記判旨でも記されているように、犯罪捜査のためといえども、学内立入りの是非に関わる判断権を警察に委ね切ってしまうと、大学の自主性がそこなわれる可能性も否定しきれず、急迫不正の侵害が生起しているような特別の場合を除き、その立入りにあたっては、大学当局の許諾や了解が必要であると考えられる。

（文責 早田 評価システム研究部門）

## **センター教員出張記録**

2005.7.11 「東京大学 教育環境のリデザイン」シンポジウムに参加（西山 公費出張）

2005.7.23 京都大学高等教育研究開発推進センター主催第69回公開研究会「特色GP「相互研修型FDの組織化による教育改善」活動報告（第2回）」に参加（西山 公費出張）